

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国は、他の先進国に例を見ない速度で高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口によると、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22（2040）年には、総人口が11,092万人で、65歳以上の高齢者人口は、3,921万人、総人口に占める割合（高齢化率）は35.3%になると推測されています。

また、加東市（以下「本市」といいます。）においても高齢化率の上昇や一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

こういった状況から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進が求められており、本市では「加東市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「前期計画」といいます。）において、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを推進させ、人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域とのつながりをさらに強化し、地域住民や関係機関等と連携しながら各種施策を進めてきました。

「加東市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」といいます。）では、前期計画での取組をさらに進め、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの推進、さらに、社会保障制度の2040年問題を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者の福祉や介護保険事業についての具体的内容を定めています。

## 2 改正法の概要

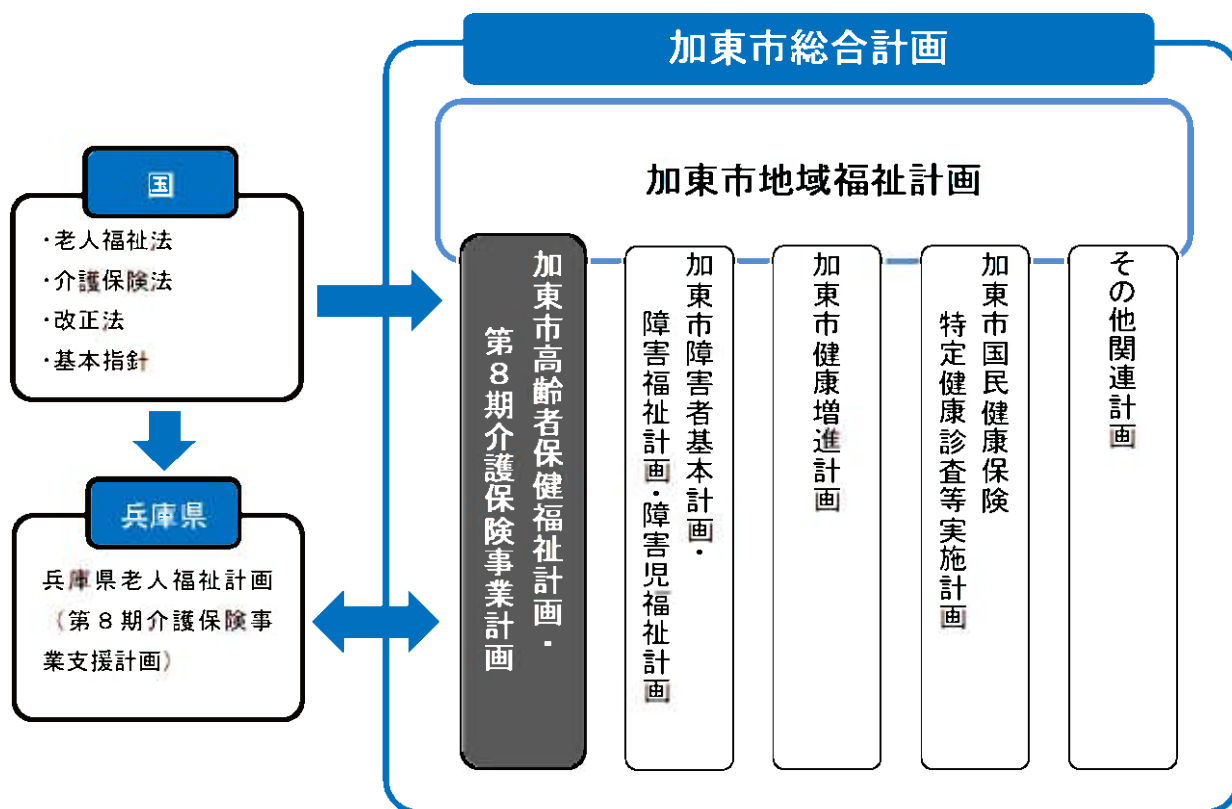
令和2（2020）年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）に基づき、令和3（2021）年4月から順次施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

<p>1. 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</li></ul>
<p>2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。</li><li>○ 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。</li><li>○ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</li></ul>
<p>3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることを規定する。</li><li>○ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できることとする。</li><li>○ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</li></ul>
<p>4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。</li><li>○ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</li><li>○ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</li></ul>
<p>5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。</li></ul>

### 3 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく介護老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

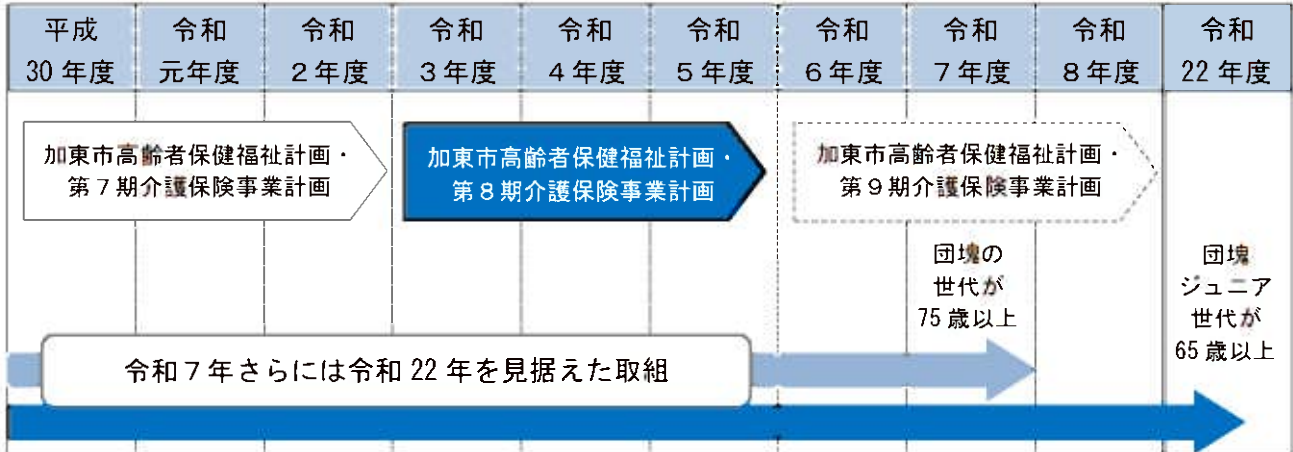
また、本計画は、「加東市総合計画」を最上位計画、地域福祉計画を福祉部門の上位計画とし、「加東市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「加東市健康増進計画」等との整合性を図るとともに、兵庫県の「兵庫県老人福祉計画（第 8 期介護保険事業支援計画）」に即して策定しました。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年に向け、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



## 5 計画の策定方法

### （1）日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者や要介護認定者、その介護者の状況やニーズを把握するために、以下のアンケートを実施しました。

- 加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直しのためのアンケート調査
- 在宅介護実態調査

### （2）生活支援体制整備事業における情報収集

- 協議体の参加者へのコーディネーターによる聞き取り
- 市民フォーラム「地域がつむぐ加東の『わ』」参加者へのアンケート

### （3）策定委員会での検討

学識経験者や保健・医療・福祉関係者等から構成する「加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、計画内容についての検討を行いました。

### （4）パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を募集するために、令和2（2020）年12月18日から令和3（2021）年1月18日にかけて、パブリックコメントを行いました。